

平成 3 1 年 第 2 回
箕面市教育委員会定例会会議録

箕面市教育委員会

平成31年第2回
箕面市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 平成31年2月21日(木) 午後1時

1. 場 所 箕面市役所本館3階 委員会室

1. 出席者 教 育 長 藤 迫 稔 君
代 表 教 育 委 員 山 元 行 博 君
教 育 長 職 務 代 理 者 高 野 敦 子 君
委 員 大 橋 亜 由 美 君
委 員 中 享 子 君
委 員

1. 付議案件説明者

教 育 次 長 高 橋 由 紀 君
子 ども 未 来 創 造 局 長
子 ども 未 来 創 造 局 担 当 部 長 木 村 均 君
子 ども 未 来 創 造 局 担 当 部 長 浜 田 徳 美 君
子 ども 未 来 創 造 局 副 部 長 岡 裕 美 君
子 ども 未 来 創 造 局 学 校 教 育 監 石 橋 充 久 君
子 ども 未 来 創 造 局 担 当 副 部 長 巢 組 悦 子 君
子 ども 未 来 創 造 局 担 当 副 部 長 今 中 美 穂 君
子 ども 未 来 創 造 局 副 理 事 水 谷 晃 君
教 育 政 策 室 長 村 中 慶 三 君
学 校 生 活 支 援 課 長 銚 之 原 史 樹 君
子 育 て 支 援 課 長 中 出 宣 義 君
文 化 国 際 室 長 一 階 世 志 明 君

1. 出席事務局職員

教育政策室担当室長	山本学君
教育政策室参事	西山心悟君

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指定
- 日程第 2 教育長報告
- 日程第 3 箕面市奨学資金の貸付に関する規則改正の件
- 日程第 4 箕面市奨学生選考委員会規則改正の件
- 日程第 5 箕面市一時預かり事業補助金交付要綱改正の件
- 日程第 6 箕面市文化財保護審議会に対する諮問及び答申の件
- 日程第 7 箕面市指定有形文化財指定の件
- 日程第 8 箕面市教育委員会所管に係る平成31年度箕面市一般会計当初予算の件
- 日程第 9 箕面市通学区域審議会委員任命の件
- 日程第10 箕面市教育委員会人事発令の件
- 日程第11 箕面市教育委員会会議録の承認を求める件
- 追加第 1 箕面市奨学資金の給付に関する規則制定の件
- 追加第 2 生徒指導の件

(午後1時開会)

- 教育長(藤迫稔君) : ただ今から、平成31年第2回箕面市教育委員会定例会を開催いたします。議事に先立ちまして事務局に「諸般の報告」を求めます。
(事務局報告)
- 教育長(藤迫稔君) : ただ今の報告どおり、本委員会は成立いたしました。
- 教育長(藤迫稔君) : それでは、日程第1「会議録署名委員の指定」を行います。本日の会議録署名委員は、箕面市教育委員会会議規則第5条第2項の規定に基づき、大橋委員を指定いたします。
- 教育長(藤迫稔君) : 次に、日程第2「教育長報告」を行います。
- 教育長(藤迫稔君) : 教育委員会委員関係と教育長関係を一括して説明したいと思います。1月11日に大阪府都市教育長協議会1月定例会がホテルアウリーナ大阪で行われました。平成31年度の事業予定等について報告がありました。また、東大阪市から教育委員会の取り組みについて発表があり、情報交換いたしました。14日には、平成30年度箕面市成人祭がメイプルホールで開催されました。穏やかなとても良い式典でした。17日には、全国ICT教育首長サミットが東京で開催され、市長の代理として私が出席してきました。全国のICTを使った教育の取り組みについての報告や交流がありまして、これまでは総務部主体で参加しておりましたが、教育委員会事務局の職員も参加すべきだと感じました。31日には、大阪府都市教育委員会研修会がホテルアウリーナ大阪で行われ

ました。中央教育審議会初等中等教育分科会学校における働き方改革特別部会委員の佐古先生から働き方改革についてのお話をいただきまして、実際に働き方改革特別部会の中で議論された内容も含めてご教示いただきました。次に学校教育・子育て関係ですが、10日に大阪府中学生のチャレンジテストが行われました。27日には第57回箕面市PTA大会が箕面文化・交流センターで行われました。今回はこれまでの大人だけを対象とした内容とは違い、子どもも含めた参加型の新たな取り組みがありました。当日はかなり盛況で、新たな取り組みへのチャレンジがとても成功したと思っています。

○教育長（藤迫稔君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）： それでは、議事に入ります前に、本日の日程のうち、日程追加第2、報告第12号「生徒指導の件」は、人事案件その他の案件となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により非公開として審議したいと思います。いかがでしょうか。

（“異議なし”の声あり）

○教育長（藤迫稔君）： 異議なしと認めます。皆様の総意により、当該案件については、非公開で審議することといたします。

○教育長（藤迫稔君）： それでは、箕面市教育委員会会議規則第4条の規定に基づき、山元代表教育委員を指名し、ここからの議事進行をお願いいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： ただいまご指名いただきましたので、ここからの議事を進行いたします。まず、日程第3、議案第2号「箕面市奨学資金の貸付に関する規則改正の件」、及び日程第4、議案第3号「箕面市奨学生選考委員会規則改正の件」は関連案件ですので、一括して審議することといたしてよろしいか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、一括して審議することといたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局学校生活支援課長に求めます。

○子ども未来創造局学校生活支援課長： 本件は、従来の貸与型奨学金に加えて、新たに寄付金を原資に運用する給付型奨学金制度を創設するため、先般箕面市奨学資金貸付基金条例の一部改正を行ったところですが、これに伴い、関係規定等を整理するため、提案するものです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、議案第2号及び議案第3号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第5、議案第4号「箕面市一時預かり事業補助金交付要綱改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局子育て支援課長に求めます。

○子ども未来創造局子育て支援課長： 本件は、内閣総理大臣通知「子ども・子育て支援交付金交付要綱」の一部改正に伴い、関係規定を整備するため、提案する

ものです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、議案第4号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第6、報告第8号「箕面市文化財保護審議会に対する諮問及び答申の件」及び日程第7、議案第5号「箕面市指定有形文化財指定の件」は関連案件ですので、一括して審議することといたしてよろしいか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、一括して審議することといたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局文化国際室長に求めます。

○子ども未来創造局文化国際室長： 本件の報告第8号は、市の区域内に存在する有形文化財のうち、特に重要なものを箕面市文化財保護条例第6条第1項の規定により指定するにあたり、同条第3項の規定により諮問を行い、答申を受けましたので報告するものです。また、議案第5号は、この答申を受けまして、箕面市指定有形文化財に指定するため、提案するものです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○教育長（藤迫稔君）： 情報共有の意味で質問しますが、今回の有形文化財に指定するにあたって、なぜ今なのか、歴史のあるものなのに、なぜ今このタイミングで指定をするに至ったのかという点と、指定することにより何が変わるのかという点を説明してください。

○子ども未来創造局文化国際室長： なぜ今かという点ですが、文化財保護審議会の吉原委員が当該仏像について元々調査をされており、その調査結果を踏まえ、同委員から箕面市の指定文化財に指定してはどうかと提案いただきました。これを受けまして、郷土資料館で検討した結果、当該仏像を指定文化財に指定しようということで、文化財保護審議会へ諮問を行い、今回答申をいただいたので、ご提案した次第です。また、文化財として指定しますと箕面市の条例の規定が適用され、市としてその保存及び活用が適切に行われるよう必要な措置を講じていくこととなります。調査に際し、直接所有者にお会いしてお伺いしたところ、できれば活用を図っていただきたいと提案されており、今後どのように活用していくかについては、文化財保護審議会の委員の意見も伺いながら検討してまいります。

○代表教育委員（山元行博君）： 他、よろしいでしょうか。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは、報告第8号及び議案第5号を採決いたします。報告第8号を報告どおり承認し、議案第5号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、報告第8号は報告どおり承認され、議案第5号は原案どおり可決されました。

- 代表教育委員（山元行博君）：次に、日程第8、報告第9号、「箕面市教育委員会所管に係る平成31年度箕面市一般会計当初予算の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。
- 子ども未来創造局教育政策室長：本件は、平成31年度に予定している教育施策及び各種事務事業を実施するにあたり、平成31年度箕面市一般会計予算を箕面市長に要請する必要が生じたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項並びに箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、同条第2項の規定により、報告するものです。
- 代表教育委員（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 代表教育委員（山元行博君）：それでは、報告第9号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。
（“異議なし”の声あり）
- 代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。
- 代表教育委員（山元行博君）：次に、日程第9、議案第6号「箕面市通学区域審議会委員任命の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。
- 子ども未来創造局教育政策室長：本件は、箕面市通学区域審議会条例第4条第1項の規定に基づき、箕面市通学区域審議会委員を任命しようとするものです。
- 代表教育委員（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 教育長（藤迫稔君）：今回の議案とは直接関係はないですが、この通学区域審議会並びにワークショップにおいて、今までどのようなことが検討されていて、今後どのような予定になっているのかということをご共有しておきたいと思っております。
- 子ども未来創造局教育政策室長：まずワークショップですが、今年度は5回行っています。昨年12月に行いましたワークショップでは、元々の考え方の1つでありました校区面積分の学校敷地面積を意識して検討しました。萱野小学校、中小学校及び萱野東小学校の各校区については、新たに船場地区の校区に切り取られるとすると、どこで線引きするのがよいかということ、各校区のグループに分かれて検討していただきました。その他の校区については、校区面積分の学校敷地面積の指標が均等になるために、西南小学校であればもう少し広げないといけない、箕面小学校はもう少し小さくしないといけないといったことを意識しながら線引きをしていただきました。先週の2月14日に行いましたワークショップでは、各校区からいただいた意見を実際に合わせることでより見えてきた全体像をもとに、今後の課題を話合ってくださいました。今後の進め方としては各校区での意見等を集約し、さらにそこから今後の課題としてどういったものがあるのかを整理中です。通学区域審議会につきましては、次回3月11日にございますので、今年度のワークショップの中身の報告や今後に向けての課題の整理等をしていきたいと考えております。
- 代表教育委員（山元行博君）：他、どうでしょうか。

- 代表教育委員（山元行博君）： それでは、議案第6号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。
（“異議なし”の声あり）
- 代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。
- 代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第10、報告第10号「箕面市教育委員会人事発令の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。
- 子ども未来創造局教育政策室長： 本件は、人事発令を行う必要が生じたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項並びに箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により教育長が臨時に代理いたしましたので、同規則第3条第2項の規定により報告するものです。
- 代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 代表教育委員（山元行博君）： それでは、報告第10号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。
（“異議なし”の声あり）
- 代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。
- 代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第11、報告第11号「箕面市教育委員会会議録の承認を求める件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。
- 子ども未来創造局教育政策室長： 本件は、去る平成31年1月24日に開催されました平成31年第1回箕面市教育委員会定例会の会議録を作成いたしましたので、箕面市教育委員会会議規則第5条第2項の規定により報告するものです。ご承認くださいますようお願いいたします。
- 代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 代表教育委員（山元行博君）： それでは、報告第11号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。
（“異議なし”の声あり）
- 代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。
- 代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程追加第1、議案第7号「箕面市奨学資金の給付に関する規則制定の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局学校生活支援課長に求めます。
- 子ども未来創造局学校生活支援課長： 本件は、給付型奨学金制度の運用を規定するため、箕面市奨学資金の給付に関する規則の制定を提案するものです。
- 代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 代表教育委員（山元行博君）： それでは、議案第7号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。
（“異議なし”の声あり）
- 代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

- 代表教育委員（山元行博君）：各委員から教育行政に係ることで、何かご意見等ありますでしょうか。
- 代表教育委員（山元行博君）：他に事務局から「その他、教育行政に係る報告」があれば、申出を受けますが、いかがですか。
- 子ども未来創造局担当副部長：児童虐待防止対策の強化に関しましてご報告いたします。児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議から、平成31年2月8日付けで、先般の千葉県野田市の事案を踏まえた「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策の更なる徹底強化について」という通知がありました。通知の内容は、大きく3点あります。まず1点目は、児童相談所及び学校における子どもの緊急安全確認等の実施で、現在児童相談所において在宅で指導している全ての虐待ケースについて、1ヶ月以内に緊急に安全確認することという内容になっております。本市につきましては、平成30年4月に児童相談支援センターを設置いたしまして、現在各在籍されている機関から年3回、紙ベースでのモニタリング報告を実施して、対策を強化しているところですが、この通知を受けまして改めて現在安全確認の実施をしているところです。2点目といたしまして、要保護児童等の情報の取り扱いについて、新たなルールを設定することになりました。大きく変わったことは、保護者に虐待を通告する際には、子どもの安全を第一とすることです。また、通告者保護の観点から、通告元は明かさない旨を保護者に徹底することや、保護者による威圧的な要求や暴力が予想される場合は学校・教育委員会等は児童相談所や警察などの関係機関と、すみやかに情報共有して対応していくことが示されております。3点目としまして、児童相談所・市町村・学校及び教育委員会の抜本的な体制強化ということで、学校長をはじめとする管理職に対して、実践的な研修に取り組むことにより虐待発見後の抜本的な対応能力を図ることとされております。また児童相談所や市町村が支援を行っている家庭が転居した際の引き継ぎを徹底することとされております。このうちの緊急安全確認等についてですが、現在小・中学校、保育所、幼稚園、認定こども園、あいあい園をはじめとした障害児通所支援事業所、在籍先のない在宅のお子さん限定されますが、虐待が疑われる全てのケースにおいて1ヶ月以内で緊急点検ということで現在実施しております。期間につきましては平成31年3月8日までとしまして、現在対応をしているところです。具体的に言いますと2月1日以降一度も登校、登園等をしていない児童生徒等を対象としまして、安全確認をする、結果をきちんと報告するとしておりまして、報告の内容としましては面会ができたかどうか、実際にどのように面会したか、また児童虐待のおそれの有無についてもきちんと報告することとしております。これらにつきましては、小・中学校、保育所、幼稚園等の各部署でこの結果を取りまとめまして、大阪府の所管課へ報告するとともに、各担当での集約後すみやかに児童相談支援センターで情報を集約することとしております。以上、ご報告させていただきます。
- 代表教育委員（山元行博君）：何か、ご意見等ございますか。
- 教育長（藤迫稔君）：今、報告がありましたように、箕面市では児童相談支援センターが設置されておりますので、文部科学省や厚生労働省から縦割りでいろいろな組織に対して調査して報告するよう求められている事項について、それらを各省庁へ報告するだけでなく、児童相談支援センターにおいて、今回の調査結

果を全て集約したうえで、対策に取り組んでいこうとしております。もう1点、教育委員会に対し、野田市の事例であったように、保護者や家庭から威圧的で恐怖を感じるような事例が、30年度中になかったかどうかについての照会があり、これについても報告します。

- 代表教育委員（山元行博君）： 他、よろしいですか。
- 子ども未来創造局学校教育監： 大阪府教育庁より、先日新聞紙上等で報道されました、校内へのスマホの持ち込みについての素案が送付されましたので、簡単に報告いたします。「小・中学校における携帯電話の取り扱いに関するガイドライン素案」というタイトルで、その内容は、保護者あて、児童生徒あてに、登下校中や学校での携帯電話の取り扱いに関するルールを定めて周知するためのガイドラインです。1点目は、携帯電話を登下校中に持つ目的は防災・防犯のためとする。2点目は、校内では携帯電話は使わない。3点目は、携帯電話は校内ではかばんにしまい、学校の指示がある時以外は決して出さない。4点目は、登下校中は携帯電話をかばんの中に入れ、災害や犯罪に巻き込まれるなど緊急の場合以外では携帯電話を使わない。手にとって操作をしない。5点目は、子どもがルールに従わずに、携帯電話をかばんから出したり使ったりした場合は、学校が携帯電話を預かって保護者に直接返却し、学校と保護者が協力して指導をするといった内容です。また、適切な使用に関することとして、携帯電話の適切な使い方や、携帯電話の管理及び責任について言及しています。ただし、まだ素案の段階です。大阪府教育庁は、今後市町村の意見等を踏まえ、3月中にガイドラインを正式に決定します。正式なガイドラインが示されましたら、これを参考として、本市におけるルールを定めたいと考えています。
- 教育長（藤迫稔君）： 今、保護者や家庭でいろいろ混乱しています。メディアにおいて、あたかも大阪府は4月から学校へのスマホの持ち込みをすべて解禁するかのように報道されたので、発表した大阪府が慌てているのですが、今の報告にもありましたように、大阪府では今回の震災や災害を踏まえると、今までは絶対にだめであったが、少し見直す必要があると言っています。それには色々な課題があり、市町村や教育委員会と協議しながら進めていくと言っています。素案を市町村教育委員会、学校で最終的にどうするのか決めていくという状況です。ですので、子どもが何の制約もなく学校へスマホを持って行けるんだという感じになっているのは、少し違うということを共有しておきたいと思います。
- 代表教育委員（山元行博君）： 私も気になっていたのですが、今回の件では、箕面市だけでなく、大阪府全体が混乱しています。また、今回示されたガイドラインは、災害対応が主な目的になっており、今後市町村の意見も聞くとのことですが、何もかも整理されないまま公表された印象を持ちます。子どもたちが学校にスマホを持ってくることによって、新たにどのような問題が発生するかわからないので、学校の先生も不安を感じていると思います。箕面市で実施する場合は、もう少し細かくガイドラインを見直すと思いますが、せめて試行期間を設けていただきたいと思います。箕面市では、特別の事情がある場合に、学校がスマホの持ち込みを許可する運用を既に行っているもので、この運用をもとにして、もう少し丁寧に考えていかないといけないと思います。課題を整理しないまま、いきなり4月から実施するのは、学校で混乱を招くのではないかと非常に心配です。試

行期間を設けて、少し慎重にやっていけたらと思います。話が少し戻りますが、先ほどの児童虐待の件ですが、以前に見せてもらった国の文書では、調査対象が「公立学校」としか記載されていませんでしたが、私立学校に通っている子どもたちも調査対象になっているのでしょうか。

- 子ども未来創造局担当副部長　：　本市に送付されたのは市町村教育委員会向けの文書ですが、別途都道府県にも国から同様の文書が送付されていると認識しています。
- 教育長（藤迫稔君）　：　2月8日付けの我々の手元に届いたものは、確かに「公立」と書いてあり、私立はどうするのかと思いましたが、2月14日付けで届いた文書には、私立の学校についても示してありましたので、心配ありません。
- 代表教育委員（山元行博君）　：　他、よろしいですか。
- 代表教育委員（山元行博君）　：　次に、日程追加第2、報告第12号、「生徒指導の件」を議題といたします。冒頭で決定されましたとおり、非公開といたしますので、当該案件に関係する事務局職員以外の事務局職員、及び傍聴の方は、退席してください。

〈報告第12号に係る審議〉

- 代表教育委員（山元行博君）　：　以上をもちまして、本日の会議は、全て終了し、付議された案件、議案6件、報告5件は、全て議了いたしました。教育長にお返しします。
- 教育長（藤迫稔君）　：　ありがとうございました。これもちまして、平成31年第2回箕面市教育委員会定例会を閉会いたします。

（午後1時48分閉会）

以上のとおり会議の次第を記し、相違ないことを認めたので、ここに署名する。

箕面市教育委員会

教育長（本人自署）

委員（本人自署）